日本学生トランポリン競技連盟 会 長 伊藤 直樹

大会出場棄権者への参加料返金(会長専決事項)について

平素より本連盟の事業にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

第56回全日本学生トランポリン競技選手権大会の開催まで僅かとなりましたが、緊急事態宣言の対象地域の追加など不安な日々が続いています。くれぐれも健康にはご留意ください。

さて、大会要項にあるように、本来、自己理由による棄権に対しての返金は一切しません。しかし、こうした状況下ですので、人道的配慮から本年度に限り、 棄権者に対して大会参加料のみ返金を行うという対応を行います。緊急事態宣言の有無にかかわらず、どこの地域の学生であっても適応します。返金の対象は個人参加料のみであり、団体戦と学連登録費は対象外です。なお、振込手数料は参加者側の負担としますので、参加料から振込手数料を引いた差額分の返金となります。振込先等の詳細については、棄権が受理される際に担当者に届けてください。

棄権者は締め切りとなる 8月20日(金)までに学生連盟へ棄権届を提出してください。この締め切り日以降の棄権は返金の対象となりません。

大会への参加の有無については、顧問・指導者や保護者等とよく相談の上、ご 自身でご判断をお願いします。

大会に関しては終始、学連委員をはじめ、顧問、関係各位と共に感染防止のための最大限の努力をして運営します。皆さまもご理解とご協力を何卒よろしくお願い致します。

以上